

調達契約に関する基本的事項

学校法人医療創生大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成26年2月18日改正文部科学大臣に基づき、不正行為を防止し、適正な管理・監査を行うために「医療創生大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」を定めています。調達契約に関する基本的事項は以下の通りです。

1. 誓約書の提出 取引先との癒着や不正を防止するため、本学所定の誓約書を提出していただきます。誓約していただく内容は以下のとおりです。
 - ・ 医療創生大学の規則等を遵守し、不正に関与しない
 - ・ 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力する
 - ・ 医療創生大学の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報する
 - ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はない

2. 取引停止措置 次の各号に該当すると認められた場合は、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止することがあります。
 - (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたと認められるもの
 - (2) 見積りに当たり、談合を行い、不利益を及ぼしたと認められるもの
 - (3) 契約の履行に際し、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物品の品質、数量に関し不正の行為があったと認められるもの
 - (4) 著しい法令違反、反社会的行為、その他類似の行為があったもの
 - (5) その他本学に不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの

3. その他（参考）医療創生大学における公的研究費の不正防止に関する取り組み
URL : <http://www.isu.ac.jp/information/disclosure/kaken.html>

以上